

総務省独立行政法人評価委員会
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第14回）

平成23年6月16日

【下和田分科会長】 それでは、ほぼ定刻となりましたので、これより第14回総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中、委員の皆様にはこの会合にお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

まず、議事に入ります前に、今回、専門委員の方の異動がありましたので、ご報告申し上げます。

まず、国士舘大学教授、白銀良三様ですが、本年4月、同大学の新学部設置に伴い学部長に就任されるため、それから、みずほ総合研究所前専務執行役員、中島厚志様が4月1日付けで他の独立行政法人、経済産業研究所の理事長にご就任されたために、本分科会の専門委員をご退任されております。

続きまして、本年4月1日付けで、新たに専門委員2名の方が就任されておりますので、ご紹介を申し上げます。

お1人は、実践女子大学人間社会学部准教授、石川恵子様。

それから、東洋大学経営学部教授、宮村健一郎様です。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、自己紹介などよろしいですか。

【事務局（田尻課長）】 はい、結構でございます。

【下和田分科会長】 それでは、事務局より、本日の会議の定足数の報告及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局（田尻課長）】 本日は、分科会委員3名全員がご出席いただいております。総務省独立行政法人評価委員会令第7項第3項で準用いたします同条第1項に基づきまして、定足数を満たしておりますので、会議が成立ということをご報告させていただきたいと思います。

それから、資料の確認をさせていただきたいと存じます。クリップ留めしてある資料が2つございます。分厚いほうが本資料でございます。資料といたしましては、表紙の裏側

にリストが書いてございますけれども、今日ご説明に使用する資料として、資料1-1、資料1-2、それから、資料2、3、それから、資料4-1から4-3まで、あと、参考資料が1-1から1-6、それから、2、3、4、5、6と付いております。

それ以外に、別のクリップで留めてあります、資料番号がついてございません資料がございます。これにつきましては、議題の2番目になるかと思っておりますけれども、機構のほうから昨年度の業務実績につきまして説明をされるときにご使用されると伺っておりますので、そのときの資料としてご認識いただければと思います。

もし資料について欠けているものがございましたら、いつでも結構でございますので、事務局のほうにご連絡いただけたらと思います。以上でございます。

【下和田分科会長】 資料の点、よろしいでしょうか。ご確認ください。

どうもありがとうございました。

続きまして、議事に先立ちまして、福岡郵政行政部長と機構の平井理事長からごあいさつをお願いしたいと思います。まず、福岡部長、よろしく願いいたします。

【福岡郵政行政部長】 ありがとうございます。総務省の郵政行政部長の福岡でございます。この分科会の委員あるいは専門委員の先生方には、平素より機構の関係につきまして、重要なお指摘、ご意見等をちょうだいいたしまして大変ありがとうございます。また本日はご多忙の中、14回になりますけれども、この分科会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の会合が3月18日に予定させていただいております、例の東日本大震災からちょうど1週間後ということでございました。そういう時期でもございましたので、交通の事情等、諸般の関係等でお集まりいただくのは大変難しいかなということで、先生方のご理解をいただきまして持ち回りとさせていただきますので、この分科会は随分久しぶりの開催でございます。

今、東日本大震災の話をちょっと申し上げまして、それ以来のこの会合でございますので、口頭でございますが、この震災での郵政事業への影響、対応につきまして、少し私のほうから簡単にご紹介させていただければなと思っております。

御多分に漏れず、特に東北3県の沿岸部の大津波で郵政事業関係は大変大きな被害を受けております。貯金や保険の窓口をしておりました、いわゆる郵便局でございますけれども、56局が全壊いたしております。そのほか、半壊、浸水、それから、簡易郵便局という、さらに孫請をしております窓口の局がございますが、そういうところも含めると、

100局以上が今申しあげましたような被害を受けて、業務ができないという状況になっているということでございます。

それから、郵便の配達をしております拠点がございます。先ほど申しあげました郵便局は、今は郵便局会社に所属しております、今申しあげます集配をしておりますところは、郵便事業会社というところに所属しているところの支店とか集配センターと言っておりますが、こちらにつきましても、13カ所が全壊して、配達ができないという状況、もちろんそれ以外にも、半壊など含めると22カ所が大きな被害を受けたということでございます。

そういう中で、郵便について申しあげますと、3月11日におきまして、翌週、もう17日、18日から……、今申しあげました、例えば陸前高田の局などは完全に局がなくなっていました。そういうところは、1週間後に代替施設に設備を持ち込んで、そこで郵便の区分をして、配達を再開するといったような取り組みをいたしました。このあたりはテレビでも放映されておりましたので、先生方もご覧になられた方もいらっしゃるかと思います。そういう中でがれきの中をかき分けて一軒一軒訪ね回って、あるいは届け先が避難所に移っていらっしゃる場合もあるわけでございますが、そういうこともお聞きして情報を集めて、避難所のほうにも配達をして、現在でも、全国で約1,100カ所の避難所に毎日のように郵便の配達をしているということでございます。

それから、局のほうも、先ほど56局全壊という話を申しあげましたので、窓口が全くなくなっていました。移動郵便車を会社は持っておりますので、全国の移動郵便車を一旦東京に集めまして、15台ほど現地に派遣いたしました。避難所等のところに車をつけまして、トラックを開けると、そこに窓口があるということでございますが、そういうところでも、休日も含めて、いわゆる貯金等の非常取扱いをしていただいたということでございます。

この非常取扱いにつきましては、後ほど機構のほうから資料も用意してあるということで、ご報告していただきますけれども、とにかく当座のお金がないということでございますので、しかも通帳とか印鑑を当然なくしていらっしゃる方が大勢いらっしゃいますし、本人を証明する免許証等もないというふうなことでございます。こういう非常時でございますので、そういう方々にもひとまず、上限お1人様20万円までということでございますけれども、そういう非常取扱いをしていただいております。現在までに26億円ぐらいのお支払をしているということございました。保険のほうも同様に、非常取扱いという

ことで保険金の非常即時払といったようなことも、そういう形でやっていただいているということでございます。

簡易生命保険につきましては、今回の震災関係でどれぐらいの保険金のお支払をするのかということにつきまして、5月26日に決算が出されておりますが、そこでは、595億円、約600億円のお支払を予定しているということで、その辺の支払備金の話も含めて、会計上の処理を昨年度決算のところにかんぽ生命のほうではやっていただいているという、そういった状況でございます。

そういう意味では、現地現場の一線の社員の方々は大変よく頑張っていただいているなど、私どももありがたいなと思っております。その中でも、さらに郵便局への期待というのはまだ非常に強うございまして、もう1点、くどくて恐縮でございますが、例えば例の福島原発の、今、計画避難区域になっております飯館村は、大分もう計画避難が進んでございますが、郵便局には最後まで残ってほしいという村からのお願いもございまして、今月いっぱいぐらいまで、村が業務を閉めるよりもさらにもう少し残って業務をするよう、最終調整を進めているというような状況でございます。

長くなってしまいました。本題に戻らせていただきます。本日の会合から、例年のスケジュールどおりでございますけれども、機構の昨年度平成22年度の業務実績の評価の作業を先生方にはぜひお願いしたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。また、これに加えて、機構の現在の中期目標期間が本年度いっぱい、来年3月までということになってございますので、次の中期目標の策定に向けました作業につきましても、あわせてその開始をお願いしたいと考えているところでございます。

ご案内のとおり、独立行政法人につきましては、昨年、事業仕分けが行われております。郵便貯金・簡易生命保険管理機構につきましては、個別の仕分けといたしますか、ヒアリング対象になったわけではございませんけれども、全般的に徹底した事業・組織運営等の見直し、あるいは業務の効率化等が求められているということでございます。そういう意味で、この分科会におきまして、機構の業務運営が効果的、効率的に行われているかということの検証をしていただくことは大変重要なことと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。どうぞご専門のお立場から、それぞれご忌憚のないご意見、ご指摘を賜ればと思っております。

なおもう1点、郵政改革関連法案というものがございます。郵政民営化はもう進んでいるわけでございますが、それによって、一部、先ほど郵便局と郵便事業会社があるという

話を申しあげましたように、ちょっと細かく分かれ過ぎまして、いろいろと不便があると。例えば避難所に郵便会社の職員が配達に行って、そこで先ほど申しあげた貯金の非常取扱いを頼まれても、これは会社が違いますのでできないといったようなことが、平常時からもございますが、今回、やはり震災の中でもそういうご指摘がございました。

それから、もう少し申しあげますと、先ほど移動郵便車という話を申しあげました。15台派遣したのですが、そのうち11台は実は郵便事業会社が持っている車でございまして、これは日ごろ、郵便にしか使えない、郵便の窓口には使えないということでございます。そういたしますと、現地にせっかく持っていきましても、そのままでは貯金の取扱いができないというようなことで、仕方なく、郵便事業会社がその車を郵便局会社に貸し出して、車両保険の変更手続もとって、それから向こうへ持って行って貯金の取扱いをしたといった、そういう不便などもございました。

そういったところを直したいという法案でございますけれども、これも残念ながら、昨年の通常国会に提出いたしまして、審議未了で一旦廃案となりました。昨年の秋の臨時国会に再度、同じ内容で政府から提出をさせていただいておりますけれども、これもいろいろと、昨今のねじれ国会、またその後のこの震災の影響もございまして、今の通常国会でも同じく提出はもうしたままになっているわけでございます。衆議院では、これを審議するための特別委員会が4月にできたのでございますが、いろいろとほかの優先する法案がございまして、まだ審議には入っていないという、そういう状況でございます。

以上、長々と申しあげましたが、若干のご報告とお願いということで、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、管理機構の平井理事長から、ごあいさつをお願いいたします。

【平井理事長】 理事長の平井でございます。本日は分科会ということで、この暑い中、参集していただきまして、大変ありがとうございます。

福岡部長のほうから詳細についてかなり説明がございましたので、中身は省略させていただきますけれども、最終年度ということで、先生方のご指導、ご指摘を引き続きお願いしたいということで、私のごあいさつとさせていただきます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、まず議事（1）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成22年度業務実績評価のスケジュール、評価基準及び評価の分

担等についてに入らせていただきます。本日はまず、平成22年度業務実績評価のスケジュールと評価基準及び各委員、専門委員の分担につきまして、取り決めたいと思います。

それでは、事務局から、案のご説明をよろしく願いいたします。

【事務局（田尻課長）】 それでは、ご説明させていただきます。資料は資料1-1と資料1-2の2つの資料を使ってご説明したいと思います。

資料1-1は、今後のスケジュールの案でございます。資料1-2は、評価基準・評価指標及び分担表となっております。恐縮でございますが、大きい、A3版の資料1-2の資料からご説明させていただきたいと存じます。

機構の実績の評価につきましては、既にもう先生方には毎年やっていただいておりますのでございまして、評価基準、評価指標につきましても、今までと基本的なところは変わっておりません。ただ、一部追加をしているところがございますので、そこに絞ってご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、一番上に赤い字で書いてあるところがございます。この赤い字で書いてある部分は、昨年の業務実績評価書、この分科会で先生方に評価をいただいた中でいただいた指摘を書いております。今までも指摘をいただいた事項があるわけですが、去年新しくいただいた事項について、それぞれの項目に入れているところでございます。これにつきましては、前年指摘をいただいたということもございますので、詳しい説明は省略させていただきますと存じます。

それから、追加になったものとしては、ちょっと色が見にくいかと思っておりますけれども、紫色のものがございます。この紫色のものは、昨年の12月に政独委、政策評価・独立行政法人評価委員会のほうから各独立行政法人の評価に対して出された意見に書かれていたものでございます。機構につきましては、個別に評価あるいはコメントをいただいているものはないのでございますけれども、各独法に共通する指摘をいただいているものがございます。

具体的には、2ページ目に「資産の確実かつ安定的な運用」という項目がございますが、その真ん中辺りから下のほうに、「保有資産の見直しは行われているか」あるいは「保有資産について適切な運用・管理が行われているか」というような部分、かなり色がついている、青とかオレンジとかで書いている部分がございます。その中で、例えば「実物資産の見直しの状況」のところの2番とか、あるいは、1つ飛ばしまして、「知的財産等の見直し状況」の2番のところ、こういったところについて、政独委から意見が共通事項として出

されているところがございます。こういったところを追加しております。

それから、もう1つ大きなところとして、一番最後のページの真ん中から下のところに、内部統制に係る部分があります。この中にも、例えば1番だとか4番だとか、紫色で書いてある部分がございます。ここが追加になっております。

さらに、この同じ内部統制のところであれば、ちょっと色が分かりにくいのですが、青と緑の間ぐらいの青緑色の字で記載したものが、2番とか4番とかに書かれております。これは政独委のほうから、今年の4月になりまして、「平成22年度業務実績評価の具体的な取組について」というものが出されました。これは毎年毎年この時期に出されているものがございますけれども、去年の具体的な取組に書かれていた事項に加えまして、こういったところを各評価委員会のほうで見てほしいという項目として追加で出されたものがございますので、これを追加しているところがございます。

最後になりますけれども、1ページ目にまた戻っていただきまして、茶色といたしますか、金色といたしますか、で書いてある部分の中で、一番最初のところの「組織運営の効率化」の下の段の1番と書いてあるところの括弧の中に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（H22.12.7閣議決定、以下、「基本方針」）と書いてございます。ここは実は先ほど福岡のほうから話がありましたけれども、事業仕分けの結果も踏まえまして、閣議決定で基本方針が出されまして、独法共通事項、それから、各法人に対して指摘事項が出されているものです。

機構におきましては、個別に指摘をいただいた事項としては、ここに書いてございますように、「業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する（平成22年度から実施）」というものがございます。これに一番合うところということで、「業務運営の効率化」のところに書かせていただいているというところがございます。以上が、評価基準・評価指標で昨年から追加されたものがございます。

それから、分担でございますけれども、分担は、基本的にはこれも去年と変わりません。ただ、先ほどご紹介ございましたとおり、専門委員2名の方が交代されまして、中島先生、白銀先生が退任されて、宮村先生、石川先生がご就任になったというところで、担当を若干変えさせていただいているところがございます。

最初の1ページ目の「組織運営の効率化」のところでございますけれども、ここは前回、橋本先生がご担当でしたが、石川先生にお願いしたいと考えております。

それから、1ページ飛びまして、3ページ目のところでございますが、「提供するサービ

スの質の確保」のところの、これは貯金、保険が分かれておりますけれども、貯金の部分は前は白銀先生にお願いしておりましたけれども、今回は宮村先生にお願いできないかというふうな案にしております。

それから、その下の「業務の実施状況の継続的な分析」のところ、これは前回、中島先生がご担当でしたが、宮村先生にお願いできないかと。

それから、1つ飛びまして、「情報の公表等」のところ、ここは前、中島先生が担当しておりましたが、日笠先生にお願いできないかと。

それから、最後のページでございますけれども、「適切な労働環境の確保」というところがございます。中島先生がご担当だったところでございますが、石川先生にご担当できないかという案を作成しております。

こういった案でいかがかということでお諮りしております。

恐縮でございますが、資料1-1に戻っていただきまして、スケジュールの案でございます。本日6月16日に、評価の基準・指標と分担について決めていただきまして、その上で、機構のほうから業務実績等の報告をしていただき、それを踏まえまして、よろしければ分担に従っていただき、各主担当の先生方に各項目ごとに評価をお願いできないかなと考えております。8月に親会に報告するため、毎年毎年大変タイトで申しわけないのでございますけれども、ここでは、案といたしまして、6月16日本日から約2週間ということで、7月1日までに各主担当の先生方に評価をお願いできないかと考えております。

その後のやり方も前回と同様でございます。いただいたものを一旦我々のほうで取りまとめまして、分科会長、それから、分科会長代理のほうに調整をお願いし、最終的にその調整したものを取りまとめて、次回にお諮りできればと考えております。

具体的に評価につきましては、次に機構のほうからご説明があると思いますが、実績について書かれた評価調書というのが、資料2になりますけれども、あります。その各項目ごとに、一番最後のところに評価の欄がございます。AAからDまで評価していただくというようなことで、その評価の結果の説明を書いていただき、さらに、評価結果の説明を記載していただくというふうをお願いできればと考えております。この調書につきましては、この会議が終了後、先生方のほうにメールで電子ファイルを送らせていただき、そこに記入していただきたいと考えております。

なお、評価結果の説明のところでございますけれども、昨年たびたびご指摘いただいて誠に申し訳なかったのですが、釜江先生、梶川先生のほうから、必要性和有効性、効率

性をそれぞれ分けて今まで記載していただいたのでございますけれども、これらにつきましては、例えば有効性と効率性の区別がよく分からないというようなお話もございました。こういったことも踏まえまして、今回はこれらを3つに分けずに、必要性、有効性、効率性の観点を踏まえ評価ということで、その観点も踏まえつつ、分けなくて書いていただいで構わないという形にしておるところでございます。

こういった評価をしていただいて、取りまとめていきたいと考えておるわけでございますけれども、この取りまとめにつきましては、最終的には次回の会合でまとめてご議論いただいた上で承認いただけたらと考えております。

次回でございますけれども、ここに書かせていただいているように、7月26日火曜日、先生方のスケジュールを確認させていただいて、ちょうどここが一番ご出席いただけるかなということで、26日火曜日の1時から開催させていただけたらありがたいと考えております。

なお、ここではこういうスケジュールを書かせていただいているとは思いますが、先生方、いろいろとご用事で、なかなか締め切りに間に合わないというようなことも場合によってはあるかなと考えておりますので、その場合は当方のほうにご連絡をいただけたらなと考えております。以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容について、質問等ございましたら、よろしくお願いたします。特に新しく交代されて初めての専門委員の方はなかなか分かりづらい点もあるかと思っておりますので、どうぞ遠慮なくご質問いただきたいと思います。

何か質問等が後日あった場合は、田尻課長はお忙しいでしょうから、受付窓口といえますか、どなたに電話したらよろしいですか？

【事務局（田尻課長）】 窓口は私でも構いませんので。我々のほうの事務の人間の異動とかもございますので、電話とかであれば、私で結構でございますし、先生方にメールアドレスをお送りしていると思っておりますので、そちらのほうのアドレスでは、担当の者が見るような仕組みにしておりますので、そちらのほうにいただければと思います。

【下和田分科会長】 ほかに、何かご質問ございませんか。

大きく、評価基準とか分担等も昨年の方法を踏襲しているということで、そういった意味ではあまりご質問もないかと思っておりますけれども、特にこの際ぜひ聞いておきたいということがあったら、ご質問いただけたらと思います。

よろしいでしょうか。それでは、特段にご異議がないものということで、郵貯・簡保機構の平成22年度業務実績評価のスケジュール、評価基準及び評価の分担等について、原案どおり、本分科会において了承したものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【下和田分科会長】 それでは、特に異議がないということでございますので、了承していただきまして、どうもありがとうございました。

次に、議事(2)独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成22年度業務実績についてに入らせていただきます。

本件につきましては、郵貯・簡保機構から、評価のもととなります、平成22年度業務実績のご説明をお願いいたします。

【武内理事】 理事の武内です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成22年度の業務実績でございますが、お手元のほうの評価調書の横長の資料で概要をご説明したいと思います。時間も限られておりますし、資料が大部でございますので、概要の説明ということでご理解いただきたいと思っております。

まず、1ページ目でございますが、ここでは、中期計画の第1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置として、1の組織運営の効率化ということが挙げられております。達成目標といたしましては、組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した柔軟かつ機動的な人員配置を行うとなっております。

その実施結果でございますが、国際ボランティア貯金寄附金に関する業務、これを移管する等を行いまして、一元的に実施する体制を構築したと。職員の配置がえを1名したということでございます。それから、2の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で、全般的な検証を22年度から実施するとされておりましたので、理事を長とするプロジェクトを開催いたしまして、詳細な検証行ったと。3の派遣職員につきましても、業務量の変動に応じた配置の見直しを行っただころでございます。

第1の2の「業務経費の削減」でございますが、これは中期計画の中では、一般管理費及び業務経費の合計について、平成19年度の相当額に対しまして、中期目標期間の最終年度の当該経費の額の割合を96%以下、また、人件費につきましては、平成23年度において、平成19年度の当該経費相当額に比較して4%以上の削減を行うと、そういうふうになっております。

実施結果のところでございますが、経費の効率的使用ということで、理事長が職員の意識改革を図る、あるいは一般管理経費及び業務経費の効率的な使用に努めるということで、(2)の下の方に書いてございますが、平成21年度に対しまして22年度は18%の削減を図ったということでございます。

4ページには、契約の適正化に関する取り組みということで、規程類の整備、それから、執行体制・審査体制の整備ということが書かれております。5ページには、特に監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置して、さらにその体制の強化を図ったということで、平成22年度の開催状況、それから、そこでの契約の点検・見直しについてまとめてございます。

7ページは人件費でございます。人件費の削減に関する取り組みとしましては、毎月の超過勤務手当の管理を徹底いたしまして、22年度は前年度に比べて約1割削減したと。その結果、人件費の22年度の削減目標である3%に対しまして、5.6%の削減となっております。

飛びまして、10ページ。10ページからは、第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」ということで、その1が「資産の確実かつ安定的な運用」でございます。中期計画では、機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するために、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるとなっております。

実施結果でございますが、10ページの下の方にございますけれども、期末における運用残高は、その次の11ページの表のとおりでございます。法令等で定められた方法による運用となっております。また、余資の運用については、預金のほか、国債で運用しているところでございます。

11ページに、郵便貯金資産運用残高、簡易生命保険資産運用残高が示してございます。また、簡保につきまして、再保険先の資金運用につきまして、毎月かんぽ生命のほうから、運用の実績・評価の説明を受けて、安全資産保有義務についての運用実績の検証を行っているところでございます。

14ページから、第2の2の提供するサービスの質の確保ということでございます。中期計画の中では、まず1つ目に委託先の監督といたしまして、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先であります、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の委託先に委託いたしました業務について、利用者の利便を確保するために、郵政民営化以前に公社が行っ

ていた当該業務、こうした業務と比較して、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務、生命保険業務と同等以上の質を確保するという一方で、委託先に対する監督方針を定めて確認を行うとともに、必要に応じて改善を求めるとなっております。そのために、年度ごとに重要確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。事業年度ごとに実地監査計画を定めて、実地監査を行う。

それから、(2)でございますけれども、再委託先、これは郵便局会社になりますけれども、郵便局会社にも同様に、その質の確保をするよう、委託先を通じて求めることとしております。

(3)には、特に監督にあたり留意する事項として、両業務の提供場所及び提供時間、これについて、今までと同等以上の提供場所、提供時間を確保するように求めることと、特定の業務については、標準処理期間を設定して、その期間内に案件の9割以上を処理するということを求めているわけでございます。

こういう中期計画にのっとりまして、以下、15ページ以降、まず委託先の監督といたしまして、業務の質の確保、監督方針の策定、それから、16ページの③の確認等ということで、それぞれの行ったことはまとめてございます。

確認等の中では、今年度の重点確認項目といたしまして、郵便貯金管理業務につきましては、業務品質の確保、それから、17ページのiiの委託先における内部管理体制の充実・強化に係る改善計画に基づく取り組み、それから、iiiの顧客情報の管理、それから、18ページには苦情・申告等の対応、19ページには委託先の外部委託の管理、それから、20ページに、viといたしまして会計に関する業務の適正性というふうな項目でまとめております。詳細はごらんいただければと思います。

20ページ下から、簡易生命保険管理業務につきまして、同じく、業務品質の確保、それから、21ページには委託先における内部管理体制の充実・強化に係る改善計画に基づく取り組み、それから、22ページに顧客情報の管理、23ページに苦情・申告等の対応、24ページに、保険金等支払いの管理、26ページに委託先の外部委託の管理、27ページに会計に関する業務の適正性となっております。

なお、ちょっと戻りますけれども、25ページの保険金等支払いの管理の中の②の定期的な確認の中で、例の支払点検について触れたところがございます。その一番下の「また」以下、支払点検の進捗状況及びお客さま対応の取組等について、平成22年7月に報道発表を行い、その内容をホームページに掲載するとともに、その後も毎月ごとの進捗状況に

ついて確認を行っているということでございます。

タイミング的に、昨年の7月の報道発表の資料がこの分科会の後になりましたので、この場では紹介できておりませんので、これを別とじの資料といたしまして入れてさせていただきます。こういう資料でございます。「保険金等の支払点検に係る調査結果等について」という資料でございます。これは昨年の7月に支払点検の取り組みによる保険金等の追加支払い、請求案内の結果等の取りまとめとして報道発表したものでございますが、こういう形でまとめたのはこれが最後でございます。

その後の状況につきましては、もう1枚、別紙ということで、1枚紙をつけてさせていただきます。これは今年の3月時点の数字ということで取りまとめたものがございます。この中の報道発表の3ページにございます追加支払事案と申しますのは、点検によりまして支払い額に不足が判明した事案ということで、3月時点では95%まで対応したということでございます。

それから、この報道発表資料の3ページ、4ページにございますように、請求案内の事案というのは、これは請求内容を点検いたしましたところ、ほかにも保険金を支払える可能性がある事項があるのではないかとということが判明して、お客様に必要な書類の提出を求めて、支払い審査を行っていくというものでございます。これにつきましても、支払うことを確定した事案につきましては、3月時点で99.5%まで支払いを完了したというふうな進捗状況をまとめてございます。

また、こちらの横長の資料に戻っていただきまして、27ページの下の方から、「実地監査計画」ということがございます。実地監査計画をつくりまして、実際に実地監査を行ってきたということでございます。28ページ以下、貯金管理業務について、どこへ行っ、どういう監査を行ってきたかということをもとめてございます。29ページの下からは、簡易生命保険管理業務についての実地監査について実施状況をまとめてございます。

それから、32ページ(2)の「再委託先の監督」ということで、これは局会社に対しまして、中期計画に基づきまして実地すべき事項を、同様に、具体的に盛り込んだ年度計画を立てまして、監督方針を定めてやってきたということでございます。機構といたしましては、再委託先の監督につきましても、委託先を通じて報告を求めて、指導を行う一方で、実地監査については再委託先に直接実施をしてきたということでございます。

同様に、この監督してきた内容につきまして、次ページ以降、まとめてございます。40ページまでこの状況をまとめてございます。

それから、40ページの(3)の「監督にあたり留意する事項」の①番目の「郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間」ということでございます。郵貯、簡保ともに、業務の実施営業所一覧を委託先と協議をして定めまして、営業日及び営業時間の確保を義務づけてきたというところでございます。

それから、40ページの下②の「標準処理期間の設定」ということで、これにつきましても、それぞれの郵便貯金管理業務と簡易生命保険管理業務につきまして、特定の業務につきまして標準的な処理期間を定めまして、その中で処理するように求めてきたものでございまして、9割以上という目標は達成しているところでございます。

43ページは、第2の「業務の実施状況の継続的な分析」ということで、中期計画の中では、業務の見直し等に資する調査研究を行って、業務の実施状況を継続的に分析し、公社業務と比較して、さらに質の維持・向上に努めることを求められているところでございます。実施結果のところでございますけれども、利用者の意見の把握ということで、定期的に機構に報告されるものについて、機構のホームページでその状況について公表しているところでございます。それから、2の調査研究の実施、それから、その後、44ページでは調査結果を取りまとめて、5で調査結果の管理業務への反映について紹介しているところでございます。

それから、46ページは、第2の4の「照会等に対する迅速かつ的確な対応」ということでございます。機構が直接受け付ける利用者からの照会等につきましても、それに対応するために、「お客様応答マニュアル」を活用しておりますし、それから、「お客様対応事例集」をつくっております。さらに金融ADR制度の実施等を踏まえまして、内容を更新・拡充しているところでございます。委託先、再委託先に対する利用者の皆様からの照会等につきましても、迅速かつ的確に対応することを求めてきているところでございまして、その状況については、ここに記してあるとおりでございます。

それから、50ページ、5の「情報の公表等」でございます。これは中期計画の中で公社が公表していた情報の範囲を基本といたしまして、毎事業年度公表するとなっております。これに対しまして実施結果でございますけれども、ディスクロージャー誌の作成・公表、それから、2の新聞広告等の実施、それから、51ページで、ユーザビリティ、アクセシビリティについて必要に応じて改善しております。ホームページも活用ということでまとめております。

それから、53ページは「預金者等への周知」ということになっております。実施結果

の中でございますけれども、53ページの下に、睡眠貯金及び権利消滅金について触れてございます。これはまた後の財表の中でも出てまいりますけれども、なお書きのところでございますように、平成22年度の権利消滅額が前年度よりも大幅に増加しております。これは権利消滅の対象となりました30年前、昭和55年度の定額郵便貯金の利率が史上最高の8.00%で、過去の定期性貯金からの預けかえもございまして、預入額がそれまでの史上最大に達したということで、睡眠貯金残高が昨年に比べても50%以上増加したということ、これも30年前の定額郵便貯金が再預入されていたことが影響しているということではないかと。

それから、簡易生命保険業務につきましては、これも従来どおりでございますけれども、保険金等の請求漏れを防止するための満期保険金等の事前の案内書について等、周知活動を実施してきているところでございます。

それから、54ページの下の方からは、新聞広告、それから、ラジオ広告、周知用チラシの作成で周知活動をやっているというところを紹介してきているということでございます。

それから、57ページ、「財務内容の改善に関する事項」は第3でございます。57ページの2の「利益剰余金について」でございます。この中で特に②の簡保のほうでございますけれども、簡保の保険金等につきましては、旧法の87条の規定に基づきまして、時効によって消滅することとされております。そのための時効完成益は、機構が発足時に承継いたしました支払備金の一部を決算時に戻入しているわけでございます。平成21年度からは、これも後でまた触れますが、時効保険金等払戻引当金の計上をいたしまして、当該年度にもし時効完成後の支払いがあった場合にはそこから支払っているわけでございますけれども、平成22年度におきましては時効完成益が58億円ございまして、時効後の支払いをそこから27億円お支払いしている。それから、この引当金からの戻入額が11億円ということで、差し引き40億円の利益剰余金が増加しているという状況でございます。これにつきましては、後で財表のところでも触れます。

(2)にございますように、こうした利益剰余金の発生状況にかんがみまして、引き続き、機構では以下の対応を実施したということです。先ほどの貯金も含めまして、貯金者・契約者等に対する早期受け取りを勧奨する通知、それから、②でございまして、郵便貯金、簡易生命保険の早期受け取りを勧奨する周知広報に取り組んできているところでございます。

それから、60ページの第4「その他の業務運営に関する重要事項」の2「適切な労働環境の確保」でございます。組織編成等につきましては一番最初に申し上げましたところでございますが、実施状況の61ページの4でございますように、超過勤務につきましては、平成22年度は21年度に比べまして平均2.8時間に減少ということで、また各セクションごとにおおむね平準化されてきているのではないかと。また、人員につきましても、②でございますけれども、40人以内を守っているところでございます。

それから、63ページの3の「機構が保有する個人情報の保護」ということでございます。「機構における個人情報の保護」ということで、ここに書いてありますような取り組みをしたということで、機構においては漏えいはございませんでした。委託先に対する個人情報の保護について、これにつきましても、64ページの頭でございますけれども、適切に管理されるような確認を行い、改善を求めるような措置を講じてきているところでございます。

それから、68ページ、4の「災害等の不測の事態の発生への対処」でございます。これにつきましては、機構における対処といたしまして、災害等の不測の事態の発生に備えて、緊急時対応計画を策定いたしまして、また、システムに係る緊急事態対応計画についても見直しをしたところですので。それから、22年度におきまして、ここに書いてあるような検証を行ったところでございますが、震災に対応した見直しも行っているところでございます。

69ページの(2)に、これは郵貯、簡保ともにでございますけれども、「危機管理規程」「危機管理マニュアル」「事業継続計画書」、それから、それぞれの情報システムに対応した「コンテンジェンシー・プラン」などについて、報告を求めて、災害等の対応態勢について確認を求めているところでございます。

ここで震災の対応について触れておりますけれども、これも先ほどの別とじの資料の、こういう1枚紙でございますけれども、東日本大震災に対する取り組み状況ということでまとめてございます。1ページのほうに郵貯関係でございますが、非常取り扱いの実施、それから、地公体貸付の特例的な扱い、その他の特例措置ということでまとめてございます。それから、裏のほうに、かんぽの簡易生命保険管理業務関係につきまして、同じく、非常取り扱いの実施状況、それから、地公体貸付の償還に関する取り扱いについてまとめております。参考のところに、それぞれの現在までの取り扱いの件数、金額を記載しております。ご参照していただければと思います。それから、委託先の外部委託の管理、会計

に関する業務の受け付け姿勢、それから、実施監査計画について、それぞれ記載をしてございます。

71ページでございますが、その他ということで、環境保全についてでございます。71ページのほうに、22年度の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」ということで、グリーン購入法に基づく基本方針に定められている基準を満たす物品を購入するというグリーン調達に努めてきたということで、1品目を除いた35品目について達成したと。

それから、温室効果ガスの排出削減等の取り組みということで、72ページの上のほうでございますけれども、電気使用量については、基準となる19年度と比べて、22年度は22.2%の削減、用紙類については31.5%の削減ということになってございます。また、この場でご指摘いただきました、委託先、再委託先に対しても要請をしたということでございます。

その次に、内部統制に対する取り組みでございます。リーダーシップ、法令等遵守、リスク管理、それから、内部統制について取り組んできたことについてまとめてございます。

最後に、業務改善のための役員・職員のイニシアティブということで、これについても、理事長からの訓示をいただきながら、改めて法令等遵守、合理的な業務運営等について意識を高めていったということについてまとめてございます。

以上がこの資料についての説明でございますが、引き続き、もう1冊の別冊になっております財務諸表、未定稿と書いてございますが、これについて簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。財務諸表につきましては、現在、会計監査人の意見と機構の監事の意見をいただくことになっておりまして、まだそれはいただいておりませんので、その前の段階のものでございます。そのいただいた意見とあわせまして、総務大臣に提出をして承認をいただく、そういう段取りになっておりますが、これはそういう意味で未定稿とさせていただきます。

中身でございますけれども、機構全体のものは、これは実は郵貯と簡保のそれぞれの事業に対する勘定が分かれておりますが、それぞれを足し合わせたものでございますので、かえってわかりづらいということで、それぞれを説明させていただきたいと思っております。

まず、郵貯でございますけれども、23ページでございます。郵貯について貸借対照表がございますが、郵便貯金勘定でございます。

まず、左側の資産の部でございますけれども、現金及び預金とございますが、45兆955億円とございました。これは郵便貯金に対応して、ゆうちょ銀行に対する特別貯金も

しているという意味でございます。それから、有価証券は、これは機構が直接運用しております国債が347億円。それから、貸付金が、これが預金者等地公体に対するもので2兆6,795億円。地公体貸付につきましては、新規なものはございませんで、償還されるだけでございます。その他資産でございますが、その中で未収収益といいますのが、これは特別貯金の未収利息でございます。その他資産でございますが、これは主として、払戻証書のうちでまだ換金されていないものに対応いたしまして、預け金をゆうちょ銀行に持っているというものでございます。それが475億円ということです。そのほか、有形固定資産、無形固定資産はここに記載されているとおりでございます。資産の部合計で48兆2,492億円となっております。

それから、負債の部でございます。これはお客様からお預かりをしております郵便貯金が45兆951億円ということでございますが、昨年度末が61兆円でございますので、およそ16兆円減ったということでございます。それから、借入金でございますが、これは預金者、地公体貸付の原資といたしまして、ゆうちょ銀行から借り入れているもの、これが2兆6,795億円と。その他負債の中の未払い費用、これが郵便貯金の未払い利子でございます。その他負債、これは先ほどの払戻証書に見合うものでございます。その他引当金がございまして、負債の部の合計が48兆2,133億円と。

純資産の部でございます。設立時資産負債差額、これが63億円。これは資本金に相当するものでございます。それから、利益剰余金でございますが、積立金が平成21年度までが65億円でございます。当期末処分利益、これは先ほど紹介したものでございますけれども、229億円ございまして、これを合計いたしまして295億円。純資産の部合計が358億円ということでございます。

損益計算書のほうでございますけれども、24ページでございます。まず、経常収益でございます。資産運用収益の中の預金利息というのは、これが特別貯金の利子でございます。有価証券利息というのが、これは機構の運用している国債の利息でございます。それから、貸付金利息というのが、これは預金者貸付、地公体貸付の利息で、360億円余りと。その他の役務収益というのは、これは主として残高証明書の手数料でございます。その他経常収益、これは大半が権利消滅金ということになりまして、これが234億円。

経常費用といたしまして、資金調達費用の郵便貯金利子、それから、借入金利息、これが上の特別貯金、それから、預金者・地公体貸付の利息に見合ったものでございます。役務取引等費用で、これは役務費用。これが委託手数料としてのゆうちょへの支払いになり

ます。その後、事業費等一般管理費はここに掲載しておるとおりでございます。経常利益が229億円、当期純利益、当期総利益も同額ということでございます。これが郵便貯金でございます。

簡易生命保険勘定のほうでございますが、35ページになります。資産の部でございますが、現金の部、預金のこの2億円というのは、当座の支払いに備えたものでございます。それから、預託金の1,219億円でございますが、これは右の支払備金の850億円、それから、時効保険金等払戻引当金の57億円、それから、利益剰余金の312億円に対応したものでございまして、これはかんぽ生命に預託をしていると。有価証券は国債。それから、貸付金につきましては14兆763億円ございますが、契約者貸し付け、公庫公団等貸し付け、地公体貸し付けがそれぞれこの額でございます。なお、公団等、地方公共団体貸付につきましては、新規のものはございませんで、償還しているだけでございます。

その他、未収収益につきましては、これは貸付金の未収利息でございます。それから、その他の資産に計上しておりますのは、これは年金等に係る源泉所得税で未払いのものを資産として計上しております。その他、有形固定資産、無形固定資産はここに記載されているとおりでございます。資産の部合計が14兆2,214億円となっております。

負債の部でございます。その右上でございますが、保険契約準備金。これは支払備金となっておりますが、機構の発足時に既に支払い義務が発生したものであって、昨年度末までに支払われていないものを支払備金として計上しております。借入金につきましては、これは貸付金対応のものでございます。それから、その他負債の未払費用につきましては、貸し付けの未収利息、その他の負債は、源泉所得税の未払いの預り金も計上しております。それから、賞与引当金以下の引当金がございますが、時効保険金等払戻引当金ということで、これは平成21年度から計上しておりますが、時効が完成後の支払いに備えたものでございまして、57億円。負債の部の合計が14兆1,895億円。

それから、純資産の部で、設立時資産負債差額7億円でございますが、これは資本金に相当するものでございます。利益剰余金のうちの積立金270億円が昨年度までに積み立てたもので、今期の未処分利益が40億円余り、利益剰余金合計が312億円程度、純資産の部の合計が319億円程度ということでございます。

それから、その次のページ、36ページに、簡易生命保険勘定の損益計算書がございます。経常収益が、保険料等収入でございますが、保険料3兆9,536億円が、これは契約者からいただいたもの。それから、再保険収入の12兆542億円余りというものは、こ

これは支払いのためにかんぽ生命から払い込まれたもの。資産運用収入のうちの貸付金利息が、これは契約者、地方公共団体、公庫公団等からの利息ということで、3,890億円余りと。その他の経常収益でございますが、支払備金戻入、これは保険金支払いのために支払備金から取り崩したものが457億円と。それから、時効保険金等払戻引当金戻入ということで11億円余りと。これはこの引当金から取り崩したものを計上したということでございます。

それから、経常費用でございますが、16兆ほどでございます。保険金等支払金の16兆500億円余りは、それぞれ保険金、年金、特約保険金、解約還付金、それから、その他というのが前納の未経過保険料の還付金が主でございますが、それらでございます。それから、再保険料の3兆9,551億円余りというのは、これは受け取った保険料を再保険先のかんぽ生命へ支払っているものでございます。それから、資金調達費用ということで、3,890億円余りでございますが、これは貸し付けのための、かんぽ生命へ支払った利息でございます。その後、事業費、一般管理費がございまして、経常利益が41億円程度、当期純利益、当期総利益が同額でございます。

これらが郵便貯金と簡易生命保険勘定のそれぞれでございまして、こちらの前にございます、3ページ以降の法人単位のもの、これを足し合わせたものでございますので、そういうことで見ていただければと思います。以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容について、何かご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

【梶川委員】 よろしいですか。

【下和田分科会長】 はい、どうぞ。

【梶川委員】 私は長くご説明を聞いているので分かるんでございますが、これ、損益をごく簡単な、差額に関する分析を、少し簡単な分析資料をちょっと作られると分かりやすいんじゃないかなと思うんです。というのは、例えば郵便貯金でいえば、22兆幾らというのは、時効完成益から事業費を引いたものだけなんですよね。あとは全部、相殺的というか、収益と。

ですから、この一番後ろがそもそも何からできておられるかというのがちょっと分かるほうが、皆さんにとってはお分かりになりやすいんじゃないかなという気はするんです。ほんの数行のことなんですけれども、郵便貯金でいえば、時効完成益から事業費を引かれ

たものが当期の差額になっておられると、保険でいえば、それと同じような構図で、差額が出る場所はここだけなんだという話が、数行の表でどこか附表なり何か別添で見せていただくとわかりやすいかなという気がします。

【機構（大高総務部長）】 別途、ご用意させていただきます。

【武内理事】 正式に財務諸表で書くとなるとこうなってしまうかもしれませんが、まあ、別途に。

【梶川委員】 いや、ですから、財務諸表はこれで全然構わないんですが、一応、そういう利益分析みたいなものをおつけいただくと、すごくご理解が進むのではないかと。

【下和田分科会長】 よろしいでしょうか。ただいまの質疑については機構のほうでご検討をお願いします。

ほかに何かございませんか。

用語のことで簡単な質問なんですけれども、確認しておきたいのは、かんぽ生命関係で再保険という言葉が出てきますよね。ほかは全部、委託だとか再委託なんですけれども、かんぽ生命との関係では、機構で保有している旧契約をかんぽ生命に再保険に出すという形なんですかね。それで、運用でも再保険先の資金運用という言葉が使われていますけれども。

【武内理事】 機構の持っている旧公社のかんぽ生命に関する契約は若干ありますけれども、それを一種、通常の再保険といいますと、リスク分散のために保険会社が再保険を掛けるというふうなものが一般的でございますけれども、機構の場合はそれをそのままかんぽ生命に再保険で出して、それと同時に業務のほうも、これは再委託ということで、委託という形で別途、業務をお願いしているという形でございます。ですから、資金運用というよりは、本来的な意味でいうと、危険分散の形での契約形態と。

【下和田分科会長】 ほかに何かご質問ございませんか。

それでは、特段ご質問がないということで、次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に質問がないということですので、次の議事（3）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の平成23年度業務運営に関する計画についてに入りたいと思います。

郵貯・簡保機構から総務省に対して届け出のあった、平成23年度の業務運営に関する計画の内容につきまして、機構のほうからご説明をお願いしたいと思います。

【機構（大高総務部長）】 それでは、私、大高のほうからご説明申し上げます。

当機構の平成23年度の業務運営に関する計画でございますが、以下、略称で「年度計画」という言葉を使い、ご説明させていただきたいと思っております。年度計画は、独立行政法人通則法第31条により、中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより作成することになっております。したがって、平成23年度の年度計画も、中期計画で定めた事項に関し、平成23年度に実施すべき事項を記載しております。

お手元の資料3でございますが、現在、中期計画におきましては、大きな項目としまして、第1としまして、「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」となっておりますが、この年度計画においても、同じ表題となっております。

第2におきまして、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、これも同様でございます。

ページがずっと後になりますが、4ページの下の方に、第3の「財務内容の改善に関する事項」、あるいは、5ページにあります。第4の「その他業務運営に関する重要事項」、いずれも中期計画と同じような項目立てとなっております。

ページは戻りますが、まず、第1の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」でございます。大きな柱としまして、組織運営の効率化、そして、経費の効率的な使用の2つの柱を立てております。

次に、第2でございます。この中で幾つか分かれておりますが、まず、「資産の確実かつ安定的な運用」でございます。別紙1と別紙2をごらんいただきたいんですが、まず別紙1におきまして、「郵便貯金資産の運用計画」となっております。1の基本方針の(2)「運用方法」というところで、大きく分けまして、①ゆうちょ銀行に対する預金。先ほど特別貯金という言葉が出ましたが、それに該当いたします。そのほか、②預金者貸付け、③地方公共団体に対する貸付け、その他としまして、国債の満期保有を基本とする運用を行うこととしております。

次に、別紙2でございますが、後ろの8ページになります。「簡易生命保険資産の運用計画」。これにつきましては、1の(2)「運用方法」としまして、契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け、3番目としまして、公庫公団等に対する貸付け、4番目としまして、国債の満期まで保有することを基本とする運用、これを行うこととしております。

ページは戻りますが、1ページの下の方になります。2「提供するサービスの質の確保」となっておりますが、1ページから2ページ目にかけて記載がございます。質の確保

については、大きく2つポイントを置いております。1つは、旧公社業務と比較して、業務の質の維持・向上に努めるということ、もう1つは、委託先が行う銀行業務あるいは生命保険業務と同等以上の質を確保するということがポイントでございます。これらにポイントを置きながら、実際としましては、監督方針を定め、委託先を監督することとしております。

具体的な重点確認項目を、平成23年度におきましては、2ページの真ん中あたりに記載されておりますが、幾つか定めております。郵便貯金管理業務におきましては、まず、業務品質の確保、2番目としまして、委託先及び再委託先における内部管理体制の充実・強化に係る改善計画に基づく取り組み。若干わかりにくいですが、犯罪防止というふうにお考えいただければよろしいかと思っております。3番目としまして、顧客情報の管理、4番目としまして、苦情・申告等の対応、5番目としまして、委託先の外部委託の管理、6番目としまして、会計に関する業務の適正性。

次の簡易生命保険管理業務についても同様でございますが、保険特有のものとして、5番目に、保険金等支払の管理が入っております。

これらにつきまして、適宜報告を求めるとともに、イに実地監査計画と書いてございますが、実地監査を行うことによって、質の確保等を進めていくというふうになっております。

3ページに参ります。再委託先の監督。基本的には、質の維持の観点では先ほどのものと同様でございます。当然、旧公社業務と比較して、業務の質の維持・向上、あるいは、再委託先が行う銀行業の代理業務及び簡易生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保することを求めるというふうにしております。再委託先につきましても、委託先を通じて確認を行うとともに、実地監査で直接入って、監督していくこととしております。

3番目に、「監督にあたり留意する事項」というのがございます。特に業務の提供場所及び提供時間、あるいは標準処理期間内の処理をメルクマールとして相手方に求めているところでございます。

また、3ページの下から3として「業務の実施状況の継続的な分析」、次のページに参りますが、4としまして、「照会等に対する迅速かつ的確な対応」、5として「情報の公表等」、6として「預金者等への周知等」を定めているところでございます。

第3の「財務内容の改善に関する事項」でございますが、別表1から3にそれぞれ、予算、収支計画、資金計画を定めているところでございます。これらにつきましては、実績

に基づき作成しているところでございます。

5 ページに参ります。第 4 の「その他の業務運営に関する重要事項」としまして、1 としまして、「適切な労働環境の確保」、2 としまして、「機構が保有する個人情報の保護」、3 としまして、「災害等の不測の事態の発生への対処」、次のページになりますが、4 として、「その他」を定めているところでございます。「その他」につきましては、環境に配慮した業務運営を掲げております。

簡単でございますが、以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

【石川委員】 すみません、1 点だけ教えていただけますでしょうか。2 ページ目の実地監査について、いつ、だれが、どのように実施するのかを教えていただけますでしょうか。

【機構（大高総務部長）】 別に細かく定めたものがありまして、今、手元にございませんで、別途お示ししたいと思っております。

【石川委員】 分かりました。

【機構（大高総務部長）】 年間スケジュールをつくって、定めております。

【下和田分科会長】 では、後ほどまたご説明いただくということで。

ほかにはございませんでしょうか。

【釜江分科会長代理】 今のは、昨年とほぼ同じようなことをなさるといふことですね。

【機構（大高総務部長）】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【釜江分科会長代理】 先ほどの資料 2 の 30 ページ、31 ページ、あるいはもう少し前、郵貯の場合は 28 ページだ。これぐらいの数で？

【機構（大高総務部長）】 おっしゃるとおりでございます。郵便局等の場所は変わりますが、ただ、本社とかは当然毎年入る形になります。

【下和田分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

質問ですけれども、最初、田尻課長の資料 1-2 の説明で、最後のところに、内部統制に係る取組というのが入ってきたということですが、これについては特に小規模の

独立行政法人なので、今の体制で十分にできているという理解でよろしいのですよね。

【機構（大高総務部長）】 はい。当機構におきましては、機構発足当初から内部統制には力を入れております。具体的には、先ほどの評価調書でございますと、72ページ以下でございます。小規模でありますので、内部統制がききやすいという面もございますが、それだけではなく、当機構は、金融機関に準ずるものでございますので、発足当初から、しっかり体制を整えているところでございます。

【下和田分科会長】 したがいまして、従来どおり、本年の平成23年度も実施していくと。

【機構（大高総務部長）】 はい、そうでございます。

【下和田分科会長】 はい、どうも有難うございました。

ほかにご質問ないでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議事（4）独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しの方向性（案）についてに入りたいと思います。

来年3月末に機構の中期目標期間が終了することに伴い、平成24年度以降の中期目標及び中期計画の策定が必要となっております。次期中期目標等の策定プロセス及び、その最初の検討課題である、中期目標期間終了時における組織・業務の見直し（当初案）につきまして、事務局からご説明をいただきたいと思います。

【事務局（田尻課長）】 資料4-1、4-2、4-3で説明したいと思います。今しがた分科会長からお話ございましたとおり、機構につきましては、来年3月末に現在の中期目標期間が終了します。機構が発足いたしましたのが平成19年10月でございますから、4年半の中期目標期間となっております。

この終了に当たりまして、次の中期目標、中期計画を作らなければいけないという作業があるのでございますが、それに当たりまして、幾つか行わなければいけないプロセスがございますので、まず最初にそれを資料4-1を使いましてご説明したいと思います。

資料4-1、1ページ、表紙を開けていただきまして、「次期中期目標及び中期計画の策定について」と書いてあるページでございます。上のほうに、中期目標・中期計画をそれぞれ作らなければいけないと。ご案内のとおり、中期目標というのは、主務大臣、機構の場合ですと総務大臣が策定するものでございます。それを受けまして、各独立行政法人、機構が中期計画を策定いたしまして、主務大臣の認可を得るという仕組みになってござい

ます。

このプロセスでございますけれども、下のほうの枠で囲ってあるところでございますが、まず、中期目標・中期計画をつくる前に、見直し当初案を各主務大臣のほうでつくりまして、それを政独委、政策評価・独立行政法人評価委員会のほうとやりとりをしながら直していくというプロセスを経て、見直し案を作り、それに応じて、中期目標・中期計画を作っていくということになります。

見直し案を作る一番最初の段階として、見直し当初案を各省庁のほうで作成するという仕組みになってございます。その際には各省庁の独立行政法人評価委員会の意見を聴取するというようになってございます。ですので、ここで案をお諮りいたしまして、先生方の意見を伺って作っていくというプロセスになっているわけでございます。

先生方の意見を伺った上で、総務省として見直し当初案を作成いたしますと、それを政策評価・独立行政法人評価委員会、これは同じ総務省にございますが、全くの別組織でございます。そちらのほうに提出いたします。

その後、(2)にあるとおり、ヒアリングがございます。ヒアリングにつきましては、事務方である私どものほうで対応させていただく予定にしております。このヒアリングを踏まえまして、政独委で「勧告の方向性」を提示いたします。つまり、見直し当初案に対して、こういうふうに直したほうが良いというようなサジェスションを出してくるわけでございます。

これを踏まえまして、見直し当初案を修正いたしまして、見直し案を作成する。これにつきまして、また改めまして、各省庁の独法評価委員会、こちらの分科会のほうの意見を伺った後で、総務大臣が政独委のほうに再提出する。これで大体のプロセスは終わりました、それを踏まえて中期目標を作成いたします。

その中期目標を独立行政法人に提示した後に、各独立行政法人におきまして、中期計画を作成する。これにつきましては、各省庁の独法評価委員会の意見を聴取の後、主務大臣が認可するという手続になるわけでございます。こういう一連のプロセスを経ていくわけでございまして、今回がその最初の回ということにさせていただけたらと考えております。

具体的にどういうことを見直し案あるいは見直し当初案に書いておけばいいかということにつきまして、次のページ、2ページ目に書かせていただいているところでございますので、見ていただければと思います。そこで検討項目ということで書いている項目が幾つ

かございますが、この項目は、先ほどこよつと触れましたけれども、政独委のほうで各省庁に対してヒアリングをするときに、こういった項目について聞いてくるということで、あらかじめ指定されたフォーマットに役所のほうで記入して提出をして、それに応じてヒアリングを行うというプロセスになるわけでございます。これは、大きく分けまして3つございます。

1つ目は、事務・事業の見直しということでございます。事務・事業につきまして、その必要性、有効性等を検証するというところでございます。独立行政法人については、いろいろと厳しい目が向けられているところでございまして、必要な事務なのか、必要な事業を行っているのかというのを検証するということになっております。

それから、2番目は、組織の見直しということでございます。事務・事業を実施するにふさわしい組織体制等になっているかどうかというところを検証しておくということで、支部・事業所等の見直しとか、これはある意味、事業所だとか支部だとかをたくさん持って、必要ない支部・事業所等を持っていないかどうかそういうもののチェック、それから、事業実施主体として適切かどうか、あるいはほかの組織と重複していないかどうかというような点について検証を行うということになっております。

最後、「その他組織及び業務の全般に関する見直し」というところでございます。事務・事業が必要であって、さらに組織も必要であるということになったとしても、独立行政法人につきましては業務運営の効率化等が必要になってくるわけございまして、そういった観点から、ここに6項目ほど例として書かせていただいております。

例えば、余計な保有資産を持っていないかどうか。これは昨年来、独法が余計な財産、例えば広大な土地を持っているのであれば、国庫に返納するという仕組みができましたけれども、そういったものがあれば、返納できないかという点をチェックするもの。それから、2番目、随意契約の見直し等取引関係の見直しとございますのは、独法につきましては随意契約が多いというような批判もございますので、こういった点についてチェックをするというものでございます。それから、自己収入の拡大、管理運営の適正化、事業の審査、評価の見直し、さらに、業務のアウトソーシング、こういった点につきましてチェックを行うということになっております。

全ての点について全ての独立行政法人がチェックをしなければいけないということになるわけでございますが、機構につきましては、最初の事務・事業の見直しにつきまして、ご案内のとおり、郵便貯金の管理業務、簡易生命保険の管理業務ということで、民営化前

に預け入れられたり、契約した郵便貯金あるいは簡易生命保険の契約を管理いたしまして、債務を履行していくという業務がございます。これにつきましてはまだかなりの数が残っているものですから、まだ必要であると言えると思います。

また、組織につきましても、ご案内のとおり、機構はほとんどの事務をゆうちょ銀行、かんぽ生命あるいは郵便局会社のほうに委託してございます。実際にお客様が民営化前に預けられた郵便貯金などの払い戻しを受ける場合には、郵便局なりゆうちょ銀行なりを経由して行わなければならないということになるわけで、そういった観点から、業務の多くを今、申し上げた3者に委託しているところであるわけでございます。

実際、機構は、職員でいえば、40人規模の小さなものでございますし、事務所としても本部1つしかございませんので、こういったところにつきまして、それをなくすとか、そういう話はちょっとできないかなというところでございますし、中心はやはり3番に書いてございますような、組織・業務の全般に関する見直し、運営の効率化等ができないかどうかと。先ほど議題(1)でご説明したとおり、閣議決定された基本方針におきましても、業務の効率化について指摘されてございますので、こういったところを見ていくのかなということで、見直しの当初案を作成していくということで考えたところでございます。

そういった観点から、事務的にたたき台ということで作らせていただいたのが、4-2のA4版の縦書きのペーパーでございます。「中間目標期間終了時における組織・業務全般の見直しの方向性(たたき台)」と書いてございます。事務的に作ったたたき台でございますし、先ほど申し上げた、見直し当初案の素案みたいなものと考えていただけたらなと考えております。

ここで我々としてこういった観点から作成させていただいたかといいますと、まず基本的には、今まで何回かにわたりまして、毎年、この分科会で先生方のほうからいろいろなご指摘をいただいている点がございます。こういった点をまず中心に、やはり組織なり業務の見直しを行っていくというのがいい方向なのではないかなということで、今までの分科会の主な指摘事項から幾つか主なものをピックアップいたしまして、それに応じて書かせていただいているというところでございます。

もう1つは、独立行政法人共通で指摘されている事項というのが幾つかございます。これは先ほど申し上げた基本方針等々に書かれているものでございます。昨年、この機構と同様に見直しを受けた独立行政法人があるわけでございますが、そこで幾つか見直し案に書かれた事項がございます。やはりそういったものを書かなければいけないだろうといよ

うなこともございまして、前年に他の法人が指摘されているような事項で、共通事項におきまして機構に適応されるようなものについて、ここで書いてあるということでございます。

具体的にどのような内容にしたかということにつきましては、横表になりますけれども、資料4-3を見ていただきたくたいと思っております。これは表の右側に、今、資料4-2で眺めていただいた見直し案を書いてございます。左側の欄は、分科会による主な指摘事項、それとか、独立行政法人共通で基本方針等と言われている事項を書かせていただいているものでございます。

まず機構という存在におきましては、郵便貯金なり簡易生命保険の契約を履行していただくというのが基本的な役割だと思いますので、やはり国民へのサービスの提供というところが重要なと考えまして、まずそこを入れさせていただきました。

具体的に指摘されている主な事項ということでございますと、ここでは3つ書かせていただいております。1つ目は、顧客情報の管理の徹底ということでございます。平成20年度、21年度とも、誤送付等の顧客情報の漏えいの件数がやはりある程度の数がございす。それに対する再発防止策の徹底が言われているところでございますので、これについて入れさせていただいているというところです。

それから、2番目のところでございますが、苦情・申告等を契機としたお客様対応の改善ということで、お客様商売ということですので、郵便局等を通じまして、苦情なり申告等が機構のほうにもいろいろと参ります。こういったものが適切に行われているかどうか。あるいは、委託先で適切に行われているかどうかというようなところがあります。こういった点につきまして、迅速かつ的確に改善されているかどうかというような点が今までご指摘を受けているところでございますので、こういった点を入れさせていただいているというところでございます。

3番目は、預金者等への周知ということで、先ほども説明がございましたが、睡眠貯金とかあるいは権利消滅金の額が高い水準にあるというようなご指摘を、平成20年、21年度もいただいております。これの解消のために、広報活動を積極的にやるとか、あるいは、いろいろな分析を踏まえた有効な解消策の検討等が重要だというようなご指摘をいただいております。

これらの指摘を踏まえまして、右のほうの記述を書かせていただいております。3つパラグラフがございすけれども、一番上のパラグラフにつきましては、共通的な部分とい

うことで書かせていただいております。特に今申し上げたようなところでございますと、機構そのものというよりは、やはり委託先のゆうちょ銀行、かんぽ生命あるいは郵便局会社への対応が重要になってくるというところもございますので、そういったところに対する定期、随時の確認等を行うとともに、必要によって改善を求める等の措置を講ずると。

こういった大きな、広いことを言った上で、先ほど申しました、顧客情報管理とか苦情・申告対応等につきまして、いろいろとご指摘いただいているところでございます。こういったところにつきましては、不適切な事例の発生原因、状況等の分析結果をもとに、一層の再発防止策を実施するよう、委託先、再委託先について行う等改善に向けた取り組みを強化すると、あと、改善について検証するという指摘をさせていただいたところでございます。

それから、睡眠貯金、権利消滅金、あるいは生命保険のほうもでございますけれども、こういった点につきましても、早期受け取り促進のため、積極的な広報活動等の取組を行っていくと。それとともに、効果について検証、分析等を行い、必要に応じて取組の見直しを行うという記述にさせていただいております。

それから、2ページ目に参りまして、「効率的かつ効果的な業務運営」というところでございます。こちらは、広く言えば、業務の効率化ということになるところでございます。ここについては、先ほどご説明したとおり、業務の効率化について基本方針で指摘をいただいているところでございますが、総論部分におきましても、独立行政法人共通事項として、真ん中の4「人件費・管理運営の適正化」②「管理運営の適正化」と書かれているところのように、業務コストの削減と。このために、一般管理費、事業費に係る効率化目標について、具体的な努力目標を設定するという指摘をいただいております。

また、それを踏まえて、政独委のほうからも各独法に共通の指摘として、ほぼ同じ内容でございますが、その下に書かれているところでございます。それを踏まえまして、第2のところ、右側でございますけれども、文章を書かせていただいております。この文章につきましては、先ほどの政独委の指摘事項と同じでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げたような、平成22年度に見直し案を作成した独法には共通してこの文章が入っておりますので、それをそのまま書かせていただいている次第でございます。

それから、次のページ、3ページに参りまして、「給与水準の適正化」というのがございます。給与水準の適正化についても、これも独法共通事項で説明されていることでございます。独法の給与水準につきましては、国家公務員水準を考慮するという形になっており

ますので、それを踏まえた書き方でやはり書いております。人件費につきましても、削減を目指して具体的な削減目標を設定して、取組を実施していくということで、これも同じ表現を書かせていただいているところでございます。

それから、次の「契約の点検・見直し」のところでございます。これも各独法共通のところでございますけれども、やはり随意契約を解消していくというようなところについては、基本方針等で行われているところでございます。機構につきましては、これまで官報公示を除いて、随意契約は解消しております。官報公示は随意契約を解消するわけにはまいりませんので、これは無理でございますが、それを除きますとゼロでございますので、随意契約については事実上解消しているというところでございます。

あと、一者応札・一者応募の割合も減少しているということで評価はいただいているところでございますが、引き続きまた取組は必要だということで、これも共通のものとして、基本方針に書かれているものでございますけれども、それをそのまま書かせていただいているというところでございます。若干、機構の状況に合わせて、すなわち、随意契約につきましても事実上解消しているという状況も踏まえた書き方にしてありますが、ほぼ同じような内容を書かせていただいているところでございます。

最後の「なお」の少額随意契約、100万円未満のものでございますが、これは昨年、評価の際に分科会でいただいたものを踏まえて書かせていただいているところでございます。

最後のページに参りまして、内部統制のところでございます。内部統制についても政独委の共通指摘事項で指摘されているところでございますので、それを踏まえまして、右のほうに、内部統制の充実・強化と。左のほうの文章が、これだけだと若干分かりにくいものですから、機構のほうで毎年つくっております年度計画も踏まえまして、こういった表記にさせていただいているというところでございます。

一番最後のところに、「不要資産の国庫返納」というのがございます。これは先ほど申しましたとおり、不要な財産は国に返せというふうに行われているところでございまして、昨年、それに関しまして、行政刷新会議等からいろいろ指摘をされていたところでございます。

機構につきましては、そういった不要財産が今、あるわけではございませんが、先ほど機構のほうからのご説明にもありましたとおり、睡眠貯金、さらには権利消滅金がございます。簡保のほうでも同様のものが発生しているわけでございます。こういったものが、

ある意味、毎年毎年積み重なっているところでございます。

これにつきましては、機構の法律の記述におきまして、中期期間が終了した時点で一たん区切りまして、このときに積立金があるときは、必要な部分を除きまして、国庫に返納するという規定が書いてございます。やはり保有資産の見直しというところに関わるのかなということで、「保有資産の見直し 現中期目標期間の最後の事業年度である平成23年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付する」と書いているところでございます。これは法律の文言そのものでございますけれども、これを書かせていただいているところでございます。

以上は私どものほうで作ったたたき台でございまして、まだ省内におきましても上のほうまで上げているものではございませんので、どうか忌憚のないご意見をいただきたいなと思っております。私どものほうでまだ漏れている事項等があるかもしれませんし、また、細かい点でも結構でございますから、この場なり、また後でもメールでも結構ですから、いただければ幸いと考えております。以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた内容につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【釜江分科会長代理】 よろしいですか。内容の入り口のところ、あるいは内容以前のことかもしれませんけれども、機構は19年10月に発足したんですよね。それで、今度、24年3月で4年半ですか。

【事務局（田尻課長）】 はい。

【釜江分科会長代理】 そうすると、機構そのものが、あと5年半存続するということになるんですか。

【事務局（田尻課長）】 機構の存続期間というのは特に……。

【釜江分科会長代理】 決まってないわけですか。

【事務局（田尻課長）】 決まっているわけではございません。

【釜江分科会長代理】 郵便貯金の定額だと10年というような期間がありますけれども、それは別に関係なく、もっと長く続くということですか。

【事務局（田尻課長）】 1つは、定額貯金の満期10年間というのが1つの目安になるというふうには考えます。ただ、定額貯金の満期が来たからといって、それで預金者の方々

がすぐおろしていただくわけではございません。民営化前に預け入れられた定額貯金につきましては、満期が来てもおろされない場合は、そのまま機構が通常貯金として管理することになります。もちろんそれまでの間にかんりの部分がおろされるというふうには考えますけれども、ある程度の部分はやっぱりおろされないで残るだろうなというところは考えられるところでございます。

それから、貯金のほうは明確に10年というのがある程度目安になるんでございますが、簡易生命保険のほうはそういったものがございません。もちろん養老保険が過半を占めますので、養老保険につきましては年限が10年とか15年と決まっておりますので、それが過ぎれば、保険金という形で出ていくだろうとは思いますが、死亡保険等々につきましては、ある意味、お客さんが亡くならない限りは続くものでございます。例えば、民営化直前に生まれたばかりの子供に保険を掛けたということで、その子供が100年生きれば、100年契約が続くというわけでございますので、契約自体はそれまで残るということになるんじゃないかなと思います。

ただ、契約が1件でも残っていれば、機構が残るということでもないかと思っておりますので、そこは機構の存続期間の終期は決まっていなくてでございますけれども、ある程度の、管理している貯金の額だとか、あるいは保険の契約数等々を見ながら判断されていくのかなと考えています。

【釜江分科会長代理】 わかりました。そうすると、次の中期計画というのは何年になるんですか。

【事務局（田尻課長）】 その点がまたちょっとあいまいになってしまうところで恐縮なのでございますけれども、実は中期目標期間につきましては、独立行政法人通則法で、3年から5年となっております。

その間で決めることができるのですけれども、実は、先ほど福岡のほうから説明がありましたけれども、郵政改革法案の中に機構について記述がございます。法案が成立した場合、その第16条におきまして、施行から3年を目途に廃止を含めた検討をするというようなことになっております。ちょっと正確な文言ではなかったんですが、具体的にいいますと、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」という文言が現在、国会に上がっている法案の中に書かれてございます。

もしこの法案が通れば、法律を施行してから3年を目途に機構の解散についても検討を加えるというふうなことになっておりますので、もし通れば、そのときから3年ということのある意味目標期間として中期目標期間を設定するということになるのかなと漠然と思っております。ただ、現在、法案がまだ成立していない状況でございますので、まだこのところが何とも言えないという、そういった状況でございますので、今のところ、どうするかというところについては明確なところをまだ申し上げられないなというところでございます。これは今後の展開を見つつ、最終的にはどこかの段階でご判断いただきたいなと考えております。

【釜江分科会長代理】 分かりました。

それから、もう1点ですけれども、これも形式的なことですが、資料4-1に、情報通信機構ですか……。

【事務局（田尻課長）】 すみません、これ、説明しそびれました。

【釜江分科会長代理】 この例が載っていますけれども、これと同じような感じでやるとすると、分科会を2回やるということですね。

【事務局（田尻課長）】 すみません、これ、説明を落としてしまったのですが、これはやり方次第だなと思っております。ここにある情報通信研究機構につきましては、研究開発をやっている機関ということもございまして、事務・事業がかなり多うございます。そういったことで、独法の見直しという観点におきましてもかなりいろいろ指摘される事項が多いということもあったかなと思います。こういったことで回数を多くやっているかなというところもあるかなと想像しております。

情報通信研究機構につきましては、毎年の評価の計画と業務の実績の報告を審議した7月2日には見直し当初案が審議されておらず、その後の7月23日に第1回の審議をした形になっております。続いて8月5日に、21年度の業績評価の確定とあわせて、見直し当初案の2回目の審議を行った形になってございます。

今回は、上の7月2日と7月23日を一緒の形で今回やらせていただいているということもございまして、できましたら、この分科会、次の回は7月26日ということにさせていただきましてけれども、次の回で見直し当初案についても1回ご審議いただきたいと考えております。もちろん総務省としての決定が必要になりますので、上に説明していく段階でまたいろいろと修正があるかもしれませんが、一応そういう形にさせていただきたいと思っております。

それから、すみません、先ほど説明を落としてしまったので、その先の話もさせていただきますと、政独委のヒアリングについては、情報通信研究機構は9月14日に行っております。各法人については政独委によるヒアリングを行っているわけでございますが、最終的に「勧告の方向性」が提示されましたのが11月26日でした。今年も同じようなスケジュールであるとする、11月末ぐらいに「勧告の方向性」が出てくるんだろうと思います。これを踏まえまして、見直し当初案を見直して、見直し案を作成していただくということで、12月かどうか分かりませんが、年末に1回開かせていただくのかなというふうに今のところ考えてございます。

それを受けまして、親会を經由して政独委に提出するわけですが、その後、中期目標・中期計画ということなので、中期目標の策定で年明けに1回、中期計画の申請が機構側からあって、それについてご審議いただくのではもう1回という形になるかなと、今のところ、漠と考えているところでございます。

【下和田分科会長】 はい、梶川委員、どうぞ。

【梶川委員】 見直し案にどのように修文的に盛り込まれるかということは難しい部分があるんですが、これ、委託先の監督という部分はある意味では非常に当機構の主要な業務という位置付けの中で、今回、実績の中でも実地監査等ございますけれども、先方の内部統制の状況に対する、ある意味ではモニタリングという位置付けがやっぱりどのような形で考えられているかという部分は、少しどこかに言及をされたほうがよろしいのではないかなと。

それ自身がまたうちの内部統制を大きく形づくる要素なので、そういう中で、主要業務というところ自身が、内部統制をきかせるところ自身が主要業務であられるのではないかなと思うんですが、全体業務範囲は、委託先なり再委託先での業務を含んだ形で、機構がどこを分担されているかという位置付けを少し分かりやすく、一、二行の修文なのかもしれませんが、どこかに挿入なのかもしれないんですけども、触れていただければなという気がいたします。

今回の監査調書、これ、私、評価するところではないんですが、例えばこの実地監査にしても、機構が独自に向こうの郵便局に行かれるのか、向こうがこういうものをチェックしたものをさらにサンプリングでチェックしているのかとか、向こうのチェック体制をチェックしているのかというような観点、具体的に言えばですね。少しメタ評価ではないんですけども、先方の内部監査体制をチェックしているというような考え方もあれば、う

ちがダイレクトにそこをターゲットにサンプリングしているというような、その辺、基本スタンスを少し整理したほうが全体像として見えやすくなるのではないかなという気はします。

しよせんは先方に任せないと無理な部分だとは思いますが。何万店ある郵便局をこちらが何局か選んで行くこと自身が、もちろんそれは必要なんだと思うんですけども、実地監査の意味みたいなものをちょっとご整理いただいた形で、また次期以降どういうふうに運営されていくかというようなことをちょっとご検討いただければと思います。

【事務局（田尻課長）】 分かりました。これは機構のほうからお話しいただくのがいい話かもしれませんが、機構のほうも実際に、先ほどもご説明がちょっとありましたけれども、本社なり支社なりあるいは郵便局なりに実際に赴いて監査なんかも行っておりますし、また、間接的に向こうの体制をチェックするというのも実際行っているところでございます。

確かにそういった点はございますけれども、今、私どものほうで用意させていただいた案では、そのあたりのところがちょっと弱いかなとか、書いていないかなとかいうところもございますので、先生のご指摘も踏まえまして、案は検討させていただきたいと思えます。

【下和田分科会長】 先ほど情報通信研究機構のスケジュールが話題になりましたけれども、やはり昨年2月ですか、親会のほうで情報通信研究機構の中期計画を議論したわけですね。それで、政独委といいますか、こちらのほうも、やっぱりこういう大きな独立行政法人を念頭に置いた中期計画についてのコメントが非常に多いわけですね。

【事務局（田尻課長）】 はい。

【下和田分科会長】 だから、この貯金保険管理機構のような、業務を委託あるいは再委託しているという特性をもっている場合、機構自体だけを問題にすれば、ほとんどあんまり何もコメントすべき点、あるいは計画なんてそんなに問題になるようなところはないと思いますが、委託先、再委託先との関係も含めてやらないといけないうことですね。

【事務局（田尻課長）】 今、分科会長お話しされましたとおり、実際問題、独立行政法人は大きなものから小さなものまで多種多様でございまして、国から予算もかなり得て、大々的にやっているような独立行政法人もあれば、そうでない独立行政法人もございます。郵貯・簡保機構のような独立行政法人というのはなかなかないとは思いますが、そ

れにしても、そういった小さい独立行政法人であっても、やはり何らかの指摘はいただくようなことにはなるとは思っています。どういう指摘がつくのかということにつきましては、この法人は、初めて政独委のほうから、要は、審査を受けるわけでございますのでちょっと分かりませんが、今ご指摘いただいた点も踏まえて考えていくことは必要かなと考えております。

【下和田分科会長】 いずれにしても、7月26日で当初案の2回目の審議と決定をするということですから、それまでの間に、専門委員の皆様から、今日のたたき台についていろいろご意見等があれば、事務局のほうに寄せていただいて、また2回目の提案をしていただくということですね。

【事務局（田尻課長）】 はい。私どももたたき台というふうに出しておりますとおり、現状のこの案をそのままというふうなことをどうしても考えているわけではございませんので、むしろ先生方から見られて、こういうことは入れたほうがいいんじゃないか、こういうことは不要ではないかという点がございましたら、ぜひ私どものほうにいただけたらなと思います。

我々の事務の都合上もございます。具体的な日程等につきましてはまた別途ご連絡はさせていただきますとは思っておりますけれども、先ほどの、7月1日までとは申しませんが、7月26日の会合の前のある時点の段階までにご意見などをいただけると、大変ありがたいなと考えております。

もちろん7月26日の時点でまた新たにご意見をいただくというようなこともあるかもしれません。平成22年度の業績評価をやっていく中で、また新たに指摘事項も加わるかもしれませんので、そういったものも加えてという話もまたあるかもございませんので、26日で分科会としてのご意見が確定するかどうかというのは分からないところでございますけれども、事務の作業上、できれば早目にいただけるとありがたいなと考えてございます。

【下和田分科会長】 それでは、田尻課長が述べられた点について、各委員の皆様、よろしく願いいたします。

ほかには何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。これで本日の議事はすべて終了ということになるかと思えます。委員の皆様におかれましては、長時間、また、貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

【事務局（田尻課長）】 議事録につきましては、例によりまして、取りまとめまして、委員の先生方にご確認いただきたいと思います。委員会議事規則にのっとりまして、公開することとさせていただきたいと考えております。

さらに、資料につきましては、一部を除きまして、公開させていただくことにさせていただきたいと思います。

さらに、次回の分科会でございますけれども、もう何度も申し上げているとおり、7月26日火曜日に開催させていただきたいと考えております。また正式には事務局から別途ご案内を申し上げますので、ご多忙中とは存じますが、ご出席のほうよろしく願いしたいと思います。以上でございます。

【下和田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、よろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして、総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の第14回会合を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上